

〔新型コロナウイルス感染防止対策のための教職員行動指針〕

1. 感染防止のための基本指針

- ・日本文理大学学則第1条の目的達成のため、学内感染を防ぎ、学生の学びの場を維持することを最優先する。
- ・「新しい生活様式（5月4日新型コロナウイルス感染症専門家会議提言）」（別添①実践例）」を実践・徹底する。
- ・「感染リスクが高まる『5つの場面』（10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）（別添②）」を回避する。

**【感染防止対策】**

- ・授業中や業務中での定期的な換気を徹底する。
- ・「密閉空間」「密集場所」「密接場所」の3密をそれぞれ徹底的に回避する対策を講じる。

〔対策例〕 ○1時間に2回以上の換気

○設備・器具を頻繁に消毒

○座席位置の工夫（最低1mの距離を開ける）

○仕切り板等の遮断物を活用 等

**【日常生活について】**

- ・不要不急な外出や会合等に参加する場合は、感染防止に十分配慮し、各自の判断で行動する。
- ・自己の行動を記録（把握）する。
- ・毎日「健康観察チェック表」を利用して体温測定・記録を必ず行う。
- ・発熱している場合は出勤を控え（「2. 発熱している場合や風邪症状が見られる場合の行動について」を参照）、大学総務・経理担当（097-524-2700）へ連絡する。

**【国内移動の留意事項等】**

- ・出張については、出張者及び所属長が慎重に検討し、必要と認められるものについて手続きを行う。
- ・政府により新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出された地域への往来（学外来学者含む）を自粛する（対象地域を通過しただけであれば除外）。
- ・「緊急事態宣言」が発出された地域以外であっても、感染が拡大している地域については、往来の必要性を慎重に判断する。

### 【大学構内への入構について】

- ・本学への出入構は正門および北門のみとし、大学構内では必ずマスクを着用する。
- ・手洗い、手指消毒は、教室に入るとき、飲食前後、トイレの後、共用のものに触れたときなどに必ず行う。

### 【海外渡航について】

- ・外務省ホームページにおいて、感染症危険レベル2以上の国・地域への渡航（私事渡航含む）は、原則、中止。

### 【その他】

- ・会議及び打合せ等の必要性を再確認し、実施の中止、延期や実施方法の変更などを含め、検討する。なお、実施の場合は、感染拡大防止の措置をとる。
- ・「学生指導・研究室単位での研究活動」等については、指導者が感染防止対策を指導することを条件とする。なお、時間は21時までとする。
- ・学内で食堂を利用する場合、学生の昼食時間を避ける。
- ・不明な点や判断できない事項があれば、危機対策本部事務局（大学総務・経理担当）に連絡し、危機対策本部の判断に委ねる。
- ・厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス接触感染アプリ（COCOA）」について、積極的にダウンロードするとともに、学生へも積極的に周知・啓発を行う。

### 【例外措置】

- ・業務遂行にあたり、「1. 感染防止のための基本指針」を遵守することにより、次のようなケースが生じると思われる場合は、事前に主管部門を通じて危機対策本部事務局に申し出ることで、危機管理委員会で定めた手続きに基づき審議する。承認手続きについては、業務内容によって危機対策本部長および危機対策本部事務局が協議し決定する。
  - ・業務の運営に著しく支障が生じると認められる場合
  - ・学生が学生生活等を送る上で大きな障害が生じると認められる場合
  - ・その他教職員の職務遂行上の特別の事情があると認められる場合

### 2. 発熱している場合や風邪症状が見られる場合の行動について

- ・発熱、咳、全身倦怠感等いずれかの症状がある。あるいは、検温し体温が37.5℃以上ある場合は、無理をせず出勤は控える。
- ・発熱、咳、全身倦怠感等、体調不良の症状が、治療薬を使用しないで体調が完全に回復した場合は、体調が完全に回復して2日後（症状が喪失した日を0日として3日目）から出勤する。

- ・発熱や風邪症状が続く場合は、保健所（受診相談センター）に連絡すること。
- ・医療機関に必ず受診可能かを本人が電話連絡した上で受診することを前提とする。
- ・出勤を控える場合は、事前に大学（所属長及び大学総務・経理担当）に連絡をする。
- ・担当授業は休講とし後日授業を行う。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。
- ・自己の行動を記録（把握）すること。

### 3. 感染者発生の場合の行動について

感染者が判明しだい、所管保健所に連絡をとり以下の対応を行う。

#### ①感染者（本人）

- ・大学（所属長及び大学総務・経理担当）に連絡をする。
- ・医療機関にて治療及び経過観察を実施する。
- ・所管保健所（受診相談センター）に連絡する。
- ・退院後、大学に電話連絡する。
- ・罹患後の出勤開始については、医師の許可を必要とする（「診断・治癒証明書」を医師に記入していただき、大学総務・経理担当へ提出）。
- ・大学は、発生時に学内（該当の建物等）消毒作業を実施する。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。
- ・自己の行動を記録（把握）すること。

#### ②濃厚接触者

- ・所管保健所（受診相談センター）に連絡して検査を実施する。
- ・濃厚接触者のうち保健所から PCR 検査が必要と判定された者は、検査結果が判明するまで自宅待機する。
- ・濃厚接触者のうち PCR 検査が不要と判定された者及び PCR 検査の結果が陰性である者は、その後毎日の体温測定など健康観察自己管理に努め、常時のマスク着用を条件に出勤可能とする。
- ・感染の有無に関わらず大学へ電話連絡する。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。
- ・自己の行動を記録（把握）すること。

#### 【本件に関する相談窓口】

○教職員等窓口：大学総務・経理担当 097-524-2700

以上

※本行動指針の策定及び更新履歴

令和2年4月3日策定

令和2年4月17日更新

令和2年4月30日更新

令和2年5月8日更新

令和2年5月19日更新

令和2年6月1日更新

令和2年6月24日更新

令和2年7月21日更新

令和2年8月6日更新

令和2年11月5日更新

令和2年12月11日更新

令和3年1月14日更新